

令和5年度 長崎県立長崎鶴洋高等学校いじめ防止基本方針

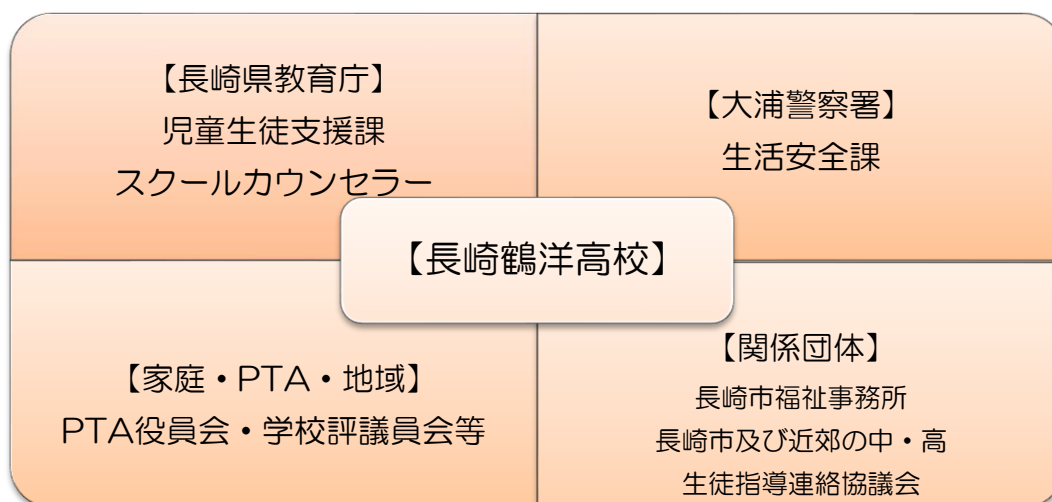
1 基本方針で目指す生徒像について

「誠実・明朗・勤勉」の校訓のもと、心身ともにたくましく、社会的良識をもった実践力のある人間形成をめざす。

2 いじめ防止対策委員会、組織について

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、カウンセラー主任、学科主任、保健主事、養護教諭、学年主任、該当担任、外部第三者（地域住民、保護者）等からなる、いじめ防止対策の委員会を設置し、必要に応じて随時開催する。

3 PTA 及び関係機関等の連携について



4 いじめの防止について

<教職員の取組計画>

- (1) 学年会、生徒指導部会等で生徒一人一人の情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。
- (2) 教職員の教育相談スキル向上の研修を行う。
- (3) 学校だより、生徒指導だより、教育相談だよりを定期的に発刊し、学校の取組を保護者に知らせる。
- (4) 教職員による積極的な校内行事への参加（生徒と教職員の間関係の円滑化を図る）を促す。
- (5) 情報モラルの指導（ケータイ教室等）を継続して行う。
- (6) 学校相互間や関係諸機関との連携協力体制を整備し情報交換を進める。

<生徒の取組計画>

- (1) 生徒会活動において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を置くなどして、主体的な取り組みを推進し、生徒の自己指導能力を育成する。
- (2) 地域とのふれあいを重視し、感性を豊かにする体験活動に参加する。
(特別支援学校や地域の小学生との交流学習・共同学習、地域清掃、ボランティア活動、高齢者疑似体験、介護体験等)

<保護者の取組計画>

- (1) 家庭内における子どもの観察ならびに学校との情報交換を密に行う。
- (2) いじめ問題に関する研修会に参加する。
- (3) PTA 総会や学級PTA等においてのいじめ問題(事例も含む)についての情報交換を行う。

5 いじめの早期発見について

<教職員の取組計画>

- (1) 連携の構築
 - ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて中学校や行政などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 校内活動
 - ・生徒指導部による毎朝の登校指導、全職員による立番・挨拶指導、休み時間における校内巡視(「変化に気づく」ことを主眼に、登校する生徒の表情や様子を確認する。)を行う。
 - ・指導、相談内容などについて詳細に記録する。
- (3) 検査、調査
 - ・TK式テストバッテリーM20、アセス検査、生徒実態調査(悩みアンケート含む)を実施する。
- (4) 相談体制の整備
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携し、問題解決に当たる。
(職員、生徒・保護者への周知)
 - ・カウンセラー室の利用を促進する。(利用しやすいルール作り)

<生徒の取組計画>

- (1) 総合的な探究の時間や特別活動、学校行事におけるグループ活動の活性化により、人間関係の円滑化を図るとともに対人関係への苦手意識を軽減する。
- (2) 部活動に積極的に参加することで友人を増やす。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもの観察ならびに学校との報告・連絡・相談を密に行う。
- (2) 悩みを親へ相談できる家庭の雰囲気づくりに努める。

6 いじめに対する措置について

<教職員の取組計画>

- (1) 複数の教職員による速やかな事実確認ならびにいじめ対策委員会を実施する。
- (2) 被害生徒の保護ならびに保護者・関係諸機関との報告、連絡、相談を密に行う。
- (3) 個人情報を適切に管理する。
- (4) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教委及び警察署等と連携して対処する。

<生徒の取組計画>

- (1) 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」、「お互いに助け合う」、という雰囲気づくりに努める。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもをいじめから守り抜くよう努める。
- (2) 子どもにいじめをさせない意思を表示する。
- (3) 子どもの変容の把握と早期相談、学校との連携を密にする。